

毎月25日は「飲酒運転撲滅の日」

見ているぞ!

飲酒運転!

DON'T DRINK DRIVE  
飲酒運転撲滅  
福岡県警察



自転車の酒気帯び運転も罰則の対象となります!  
(令和6年11月1日施行)

運転者だけでなく、

- **自転車の提供** (飲酒した人や飲酒予定の人に自転車を貸す行為)
- **酒類の提供** (自転車を運転する人にお酒を提供する行為)
- **同乗** (飲酒した人が運転する自転車に同乗する行為)

も処罰の対象となります!

飲酒運転取締り強化中!!